

### 労働過程での被用者の過失と責任：カナダと日本の比較

藤本, 茂

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / 法学志林

(巻 / Volume)

94

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

71

(終了ページ / End Page)

95

(発行年 / Year)

1996-10-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003553>

# 労働過程での被用者の過失と責任

—カナダと日本の比較—

藤 本 茂

- I はじめに
- II わが国の法状況
  - A 保険制度
    - 1 自動車損害賠償保障法
    - 2 任意保険
    - 3 小括
  - B 不法行為責任及び使用者責任
  - C 被用者責任の限定—使用者の求償権、損害賠償請求権の制限—
    - 1 保険金で賄われない部分に限定
    - 2 制限法理としての信義誠実の原則
- III カナダの法状況
  - 3 法的相当因果関係
    - A 自動車保険
    - B 使用者による求償及び損害賠償請求
      - 1 過誤をしないとの黙示条項
      - 2 当該黙示条項の適用範囲—求償権、損害賠償請求権の制限法理—
      - 3 当該黙示条項の適用労働者の範囲
      - 4 使用者への直接侵害の損害賠償
- IV まとめを代えて

労働過程での被用者の過失と責任（藤本）

## I はじめに

今日、労働過程において従業員の惹起した事故に対して、直接加害者である従業員はもとより、使用者は運行供用者あるいは使用者としての責任から、被害者に対して損害賠償責任を負う。この場合使用者が賠償をしたとき、使用者は当該加害従業員に対して求償権を行使できる。また、使用者は当該事故によって直接蒙った損害の賠償を当該加害従業員に請求できる。労働関係における使用者による従業員へのかかる責任追求は、どう処理されているのかまたどうあるべきなのか。従業員の免責の可能性及びその妥当性あるいはその範囲などの問題について、わが国の現状とカナダの法状況とを比較検討する形で、考えてみたい。

昨年、カナダのブリティッシュ・コロムビア大学で在外研究をする機会に恵まれた。初めての在外研究であり、また、自由に研究していいという有難い機会であったので、ほんとに自由に生活を楽しんでいた。そんななかで、社用車の運転に関して事故を起こし使用者から損害賠償を請求されている元従業員より、相談を受けた。勉強を始めようとした矢先、恩師の青木先生の訃報に接することとなった。本稿ができたのには、そんな事情がある。

先生のご冥福をお祈りします。

## II わが国の法状況

被用者は、職務遂行中に惹起した事故に関して加害者として被害者に不法行為法上の損害賠償責任を負う。また、その際、使用者に損害を与えた場合（例えば、社用車や機械の損壊）にも不法行為あるいは債務不履行としての損害賠償責任を負う。他方、使用者は、被用者が社用車（使用者名義でありまた保険もそうである自動車。会社業務目的遂行のために主に被用者が使用する。）を用いた職務の執行中に第三者に与えた損害について、自動車損害賠償法による運行供用者あるいはまた不法行為法上の使用者責任として、賠償責任を有する。使用者が被害者に賠償した場合、使用者は加害者たる被用者に求償することができる。また、当該被用者が使用者に直接損害を与えたとき、使用者は不法行為あるいは債務不履行を理由に損害賠償を請求できる。これら法律問題が法理論的にも実務的にも深められたのは、自動車事故関連が契機となっている。自動車事故に関して、現在、わが国では、強制保険、任意保険が被害者救済の観点から広範に行き渡って、損害をカバーしている。したがって、使用者が加害者たる被用者に請求する場面は、実際には、そう多くないと予想される。しかし、損害が保険でカバーし切れない場合のあることも十分にありえる。また、保険会社から加害者である被用者に請求があることも考えられる。

## A 保険制度

### 1 自動車損害賠償保障法

わが国では、自動車事故によって生命、又は身体が害された場合、加害者は、不法行為による損害賠償責任を問われる。その金額は、とても高額になってきている。加害者が無資力で十分な支払いができないことも多い。そのよ

労働過程での被用者の過失と責任（藤本）

うなことから被害者救済のために、わが国では、現在、自動車の運行によって生命、又は身体が害された場合の賠償関係の大部分は、「自動車損害賠償保険法」によって処理されている。

本法の下では、交通事故被害者に対する直接の責任と強制自動車保険（以下、自賠責保険という。）に加入することの責任は、<sup>(1)</sup>法第二条三項の自動車所有者である「保有者」にある。法第三条はその保有者の責任を次のように、規定している。すなわち、「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。」（運行供用者責任）。

この運行供用者責任が社用車に適用される場合は以下のようになる。すなわち、被用者が社用車を運転し、事故を惹起しそれによる損害が生じた場合、使用者がその生じた損害を負担しなければならない。この場合の責任範囲は、同責任が被害者の救済の実現を主たる目的として設けられたことにより、今日、幅広く解釈・適用されている。たとえば、当該自動車が被用者の定期的な使用の下にあってもまた、時間や場所に関して被用者の好きに使用できる状態にあっても、さらに、たとえ私用に用いられていて起きた事故であっても、運行供用者責任が広く問われ、責任が認められているからである。<sup>(2)</sup>

この原則が支持される理論的背景は、自動車を運行の用に供して利益を得る者（保有者）は自己の領域を他人を利用することによって拡大してその利益を自己のものとするのであるから被用者による加害についても使用者が責任を負うのが公平である、との「報償責任の原則」、あるいは、使用者が他人を使用して自己の活動領域を拡大することは加害の危険をも拡大することを意味し、その危険が現実化した場合は自己の責任として負担すべきである、という「危険責任の原則」にあるといわれる。<sup>(3)</sup>

自賠償保険において、保有者（運行供用者）とならんで保険会社もまた、被害者に対する別個独立した自賠償保険支責任主体である。<sup>(4)</sup> この両者の関係は不真正連帯債務関係<sup>(5)</sup>と見られ、被害者は保有者、保険会社いずれにも損害を請求できる。被害者が保険会社から自賠償保険金の支払いを受けた場合、その限度で被害者の損害賠償請求権は消滅し、受領した自賠償保険金を損害額から控除することになる。したがって、運行供用者たる使用者は支払われた保険金を限度として被害者への賠償義務を免れることになる。そして、当該使用者が加害者たる被用者に求償する場合もかかる保険金を控除した残りの賠償額についてである。

ひき逃げ事故のような場合、被害者が自動車の保有者を知らないことが多い。そのような場合損害を填補するために被害者は、政府に損害賠償を請求することができる。<sup>(6)</sup> この場合政府は有資加害者の免責を阻止し自賠償保険制度の存立を維持するために前記被害者から損害賠償請求権を取得し、もって賠償責任者に求償する権利を獲得する。<sup>(7)</sup> この政府が賠償責任者に請求するとの意味からすれば運転者に対する求償もできる。<sup>(8)</sup> すなわち、加害者たる被用者に求償できる。

## 2 任意保険

今日わが国では、自動車損害賠償法に基づく自賠償保険では、十分な補償ができず、任意保険に加入することが、常識となっている。

現在、わが国の自動車人身事故に関する賠償保険制度は、強制である自賠償保険と任意保険の二本立てとなっている。自賠償保険制度の発足当時から自賠償保険が第一、任意保険が二次的と位置付けられている。任意保険は現在、

損害額が自賠償保険の支払額を上回るとき、その不足分を補う形で支払われる（上積み方式<sup>(9)</sup>）。

自賠償保険は自動車事故に関する人命や身体への損害についてののみ適用される。したがって、自賠償保険ではカバーし切れない対人賠償部分、対人賠償以外の対物賠償や自損事故に対する保険が任意保険として掛けられる。

自損事故保険は、単独事故や自己過失一〇〇%などの自賠償保険では救済されない被害者を救済する目的で、創設されたもので、自賠償保険の代替的機能を有している。<sup>(10)</sup>

### 3 小括

保険制度が、主に被害者救済の現実可能性の観点から、充実してきたことを考えるとき、保険制度の充実は、間接的には被用者の加害者としての賠償責任問題を表面化させずに済ませることができるようにもなったといえよう。

しかし、保険金額を上回る損害のある場合には、被用者の加害者としての賠償責任問題は表面化するとともに、使用者責任としての立場から使用者が被害者に賠償金を支払えば、使用者と被用者との間で求償問題が表面化する。さらに社用車関連ではない労働過程中の事故で、被用者が機械を壊すなどして使用者に損害を与えた場合、それをカバーする保険に自賠償保険のような強制保険制度は、現在のところない。

以上のことから、次項の問題は、保険制度登場以前の基本的事柄であるとともに、依然として現実問題として検討されるべき対象でもある。

## B 不法行為責任及び使用者責任

労働過程上の事故、例えば自動車事故によって生じた損害賠償責任は、「不法行為法」<sup>(1)</sup>で処理される。実際、被用者の加害行為によって被害者に与えた損害に対する使用者責任は、人身損害に関する自動車損害賠償保障法の運行供用者責任とほぼ同じ対応関係で、不法行為法によって処理される。<sup>(2)</sup>

被用者が過失や怠慢によって第三者に損害を与え使用者が使用者責任としてそれを負担した場合、労働者が使用者に対して負担する損害賠償責任問題は、民法七一五条三項に基づいて処理される。本条は、当該損害賠償を被用者に対して要求する「使用者の求償権」として規定されている。

また、被用者は、直接使用者に与えた損害（たとえば、社用車の修理のために休車したような場合の休車期間中の得べかりし利益）について、民法七〇九条（不法行為）あるいは民法四一五条（債務不履行）に基づき、使用者に対して損害賠償責任を負いうる。

### C 被用者責任の限定—使用者の求償権、損害賠償請求権の制限—

被用者は、過失によって負担するに至った損害の範囲で、使用者の求償に対して責任を負いました、同様に使用者への直接損害に対しても損害賠償責任を負いうる。とはいえ、わが国では、かかる場合に被用者の負担する責任について、その軽減が問題とされる。その軽減の法理論状況については、現在のところ、定まったとは、到底いえない状況にあるが、以下の点がわが国の特徴として掲げられよう。<sup>(3)</sup> すなわち、第一に使用者の求償権および損害賠償請求権の制限という観点から論じられていることである。損害は本来的には惹起した本人が負うべきであるとの自己責任の考え方が、雇用関係を検討する場合においても、少なくともその法理形成の初期においては、他の諸関係と同様、当然

にあてはまる、あるいは、そこから出発するべきであると考えられたということであろう。雇用関係の特殊性を説明することで、被用者の責任を限定する方向で検討されることとなる。第二に、使用者の求償権と損害賠償請求権の制限は実質的に同一の問題として捉えられ、処理されるべきであるとの理論傾向にあることである。

### 1 保険金で賄われない部分に限定

第一に、使用者が支払った損害賠償のうち、労働者が負担する可能性のあるのはそのうちの保険で賄われない部分に限られる。すなわち、民法七一五条三項および七〇九条による労働者の責任の範囲として、かかる条項にいう「損害」には、第三者に使用者が支払った損害や使用者が直接蒙った損害のうち、強制、任意を問わず保険によって賄われた部分については請求額から除かれるということである。保険金を受領することによってその限りにおいて、既に治癒したといえるのであるから請求権はそれを限度に消滅しているからである。

また、使用者は損害を自動車損害賠償保障法によって確立された強制的第三者損害保険制度の下で被害者に支払ってしまった場合、保険会社に対して保険金の支払いを二年以内に請求できる。<sup>(14)</sup>

通常、かかる侵害行為によって被害者が仕事ができずに失われた、賃金や時間といったものも、自賠責保険によって弁済される<sup>(15)</sup>。損害の多くは、保険金によって賄われるといえよう。

さらに付言すれば、自動車保有者が自動車の運行により生じる自分自身や第三者の財産上の損害やその他の危険をカバーするために任意の保険に加入するのは、わが国では今や常識である。このことは、事業で自動車を保有している使用者にとっては、切実である。一度、たった一度でも深刻な事故を惹起し損害賠償を支払わねばならなくなっ

た場合には、破産を意味することさえあるからである。<sup>(16)</sup>

## 2 制限法理としての信義誠実の原則

使用者は、通常、被用者の過失により生じた損害の賠償を被用者に求めないので、訴訟件数は、それほど多くはない。その理由は、雇用を継続したい事情があるからだといわれる。事実、以下の裁判例にも見られるように、かかる心配のない退職者について、かかる債務が表面化する。

今までの裁判例を概観すると、裁判所は、被用者の責任を、使用者の損害額の零%から二五%に限定している。その際、裁判所は法的根拠を信義則に求めている。<sup>(17)</sup>

この分野でのリーディングケースは、昭和五十一年七月八日の茨城石炭商事事件最高裁第一小法廷判決である。<sup>(18)</sup>

本件は、石炭・石油・プロパンガスなどの輸送販売をしている会社に自動車運転転手として雇用され退職した被用者が退職後、使用者から、以下を理由にして損害賠償を請求された事件である。その理由とは、①在職中に起こした追突事故により、会社は相手車両の修理費と休車保障を支払ったので、民法七二五条三項によって、求償する。②同追突事故によって、会社の車も破損したので修理費と修理期間中の得べかりし利益を民法七〇九条によって、損害賠償請求する、というものである。

最高裁は、信義則によって損害額の二五%を限度に請求を認容した高裁判決を、支持した。最高裁は「信義則」を適用して「事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防もしくは損失の分散（保険のことと考えられる―筆者注）についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に

照らし、損害の公平な分担という見地から、信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができる」と、判示した。<sup>(19)</sup>

本判決の意義は以下の二つにある。第一は、第三者に支払った使用者の求償と同じ論理で、使用者の直接蒙った損害の賠償請求を、制限できるとした点である。第二は、本件最高裁判決が従来の下級審判決の動向に沿って、労働者に対する使用者の求償権を制限することを承認した点である。労働者との内部関係で使用者の求償権や損害賠償請求権を制限する、このような考え方は、労使の相互信頼関係の下で要請される信義則の観点から諸般の事情を考慮することなのである。考慮の際の判断要素は示されたということはできるが、制限すること自体は個別具体的な個々の事情に拠ることに止まる。一般的な制限論理を示したことはないであろう。「学説上では、少なくとも業務を遂行する過程での軽過失行為については、完全免責を認めるべきだとする見解が有力である」<sup>(20)</sup>し、次に述べる裁判例などからも、問題の残ることとなる。

四宮運輸倉庫事件京都地裁判決<sup>(21)</sup>は、この原則が適用された好例である。本件は、被用者運転の社用車により惹起された三つの交通事故（①他の車への追突事故、②横断歩道での通行人をはねた事故、③取引先工場の門扉を破壊した事故）の賠償金について、使用者がそれを被害者に支払った後に、重過失を理由にして被用者に求償した事件である。京都地裁は、使用者側請求をすべて却け、概要、以下のように判示した。

すなわち、本件事故の発生は、会社が当該被用者を運転手として選任することが適当でないことを知りながら敢えて運転手として勤務させたことにも起因するので、被害者に対しては、原告会社と被告は、共同不法行為の関係にたち不真正連帯債務を負うものと解される。そのうえで、「この観点から原告被告内部関係における責任の分担をみるに、

前記の事実関係からすれば被告の故意又は重過失に基く損害の賠償については被告自らこれを負担し、被告の軽過失に基く損害の賠償については原告会社においてこれを負担するものと解するのが正義公平に合するゆえんであって、民法第七一五条第三項の求償権も、この限度に制限されるものと解するのが相当である<sup>(22)</sup>。

また、自動車事故とは異なるが、勤務中の居眠りで高価な機械を損傷されたことを理由に、使用者が損害賠償を当該労働者に請求した大隈鐵工所事件で、各古屋地裁は、概ね、以下のように判示して、損害額の二五%を限度に賠償を認容した。

すなわち、終身雇用を前提とした継続的關係においては、労働過程上の過失について、「長期的視点から成績の評価の対象とすることによって労働者の自覚を促し、それによって同種事案の再発を防止しようと考えるのが通常のこととされている」て、会社のこれまでの対処の仕方と実態など「認定の諸事情とも総合考慮すると、原告は被告の労働過程上の（整）過失に基づく事故については労働関係における公平の原則に照らして、損害賠償請求権を行使できないものと解するのが相当である<sup>(24)</sup>」。しかし、本件勤務中の居眠りは「重大な過失」であり、賠償責任を免れないが、賠償額を決めるにあたっては、「当該事件に現れた一切の事情を斟酌すべきものと解されていることから」、「労働過程上の過失もしくは不注意によって生じた事故については、雇用関係における信義則及び公平の見地から……諸事情について更に検討斟酌してその額を具体的に定めるのが相当である<sup>(25)</sup>」。

これらの裁判例および学説に流れる基本的考え方は、<sup>(26)</sup>第一に、使用者が、事業の目的と経済的利益のために被用者に車を準備することを選択したのだから車の運行により生じる損失もまた引き受けるべきである（報償責任論）、あるいは、使用者によって作り出された危険によって生じた損失であるから使用者が負うべきであること（危険責任

論)の内部関係への適用である、第二に、使用者は被用者よりも、保険やその他の方法を通じて、使用者の作り出した危険により生じた責任をより分散できる地位にあること、第三に、使用者は経済的に損害に対する支払い能力があることである。

### 3 法的相当因果関係

上記以外にも、以下の点に留意するべきである。

不法行為法により、請求されうる損害の類型は、実際に事故によって生じた類の項目であり、侵害行為と法的相当因果関係にあることが必要である。

たとえば、事故の結果その事故処理のためあるいは保険金請求のために要した事務処理費やかかる事故によって交換された新車への保険の掛け金が上がった場合の上昇分などは損害に入るのであるか。使用者が引き受けた危険が具体化したことによる必要経費であり、特別の事情が認められない限りはかかる使用者が引き受けた危険の範囲にあると考えられ一種の事務運営費あるいは事業費と捉えられる。被用者に車を用意したことは使用者が業務上の目的で利益を上げるために選択したことであって、それによる事務処理費用もまた、使用者が負担すべきである。

## III カナダの法状況

## A 自動車保険

カナダでは、自動車を購入し公道を走らせるためには、ナンバープレートの購入時に、保険に加入することになっている。その加入しなければならぬ保険にはいくつかの種類があるが、一般的には対人対物自損事故すべてを含み、また、保険金額も実際事故を起こしたときに保険ですべてがカバーできる金額のものに加入するのが一般的である。すなわち、強制保険ですべてがカバーできる仕組みになっている。

問題は、使用者の入る保険からの支払いによって、資力のない加害者たる被用者が損害賠償請求から完全に免れられるか、どうかである。そうでなければ、たとえば保険金を払った保険会社が使用者に代わって損害賠償を当該被用者に対して請求することによって、労働過程において生じた損害は結局のところすべて、被用者が負担していることに変わらない。この点、保険会社が、保険金を支払って使用者から取得した損害賠償請求権を加害者たる被用者に請求するのは、極めて例外的な場合に限られている。それは保険会社相互間で結ばれている「紳士協定」による。すなわち、通謀 (collusion) あるいは悪意の違法行為 (wilful misconduct) によるとき以外は被用者に対して代わりの権利を行使しないという趣旨の、保険会社の間で発展してきた紳士協定である。こうして、保険制度は、加害者たる労働者にとっても労働過程で生じた損害をカバーできる制度といえることになる。以上の点は、イギリスの例であるが、カナダで前記のような請求訴訟が少ないことの背景には、かかる紳士協定と同様な考え方がありとわれている。<sup>(27)</sup>

## B 使用者による求償及び損害賠償請求

労働過程で、被用者の過失により第三者あるいは使用者に生じた損害につき、被用者は、損害賠償の責任を負う。これは、不法行為でも理論化できるが、雇用契約上の黙示条項として理論構成されている。これはイギリスの判例法であるが、カナダでも、先例として生きている。しかし、後述するように、現在では、制限されている。

また、後にみるように、使用者が被害者に支払ったことによる被用者への求償と直接蒙ったことによる損害賠償請求とは発生原因を異にし、理論構成において、異なることも可能であるが、雇用における労使の内部問題であるとして処理の論法を一にしている。求償と損害賠償を同一に捉えている点で、カナダと日本は、同じではある。しかし、処理の仕方＝法理という点では、後にみるように、相当、異なる。

## 1 過誤をしないとの黙示条項

「過誤をしない」との黙示条項があるとする法理を、より一般的に確認した判決は、*Lister v. Romford Ice & Cold Storage Co.* 事件判決<sup>(28)</sup>であると考えられる。これはイギリスの裁判例である。

本件事実は概要、以下のようである。すなわち、トラック運転手として雇用されていた被用者 *Lister* が職務遂行中、構内でトラックをバックさせていた時、過失により (*negligently*)、同僚労働者 (当該被用者の父親) をはねて怪我をさせた。怪我をした同僚労働者は、使用者責任を理由に使用者から賠償を受けた。使用者はそこで保険金を保険会社より受けた。保険金を支払った保険会社は使用者に代位して使用者の名で当該被用者に対して不法行為を理由

に損害賠償を請求した。

本件は、EITに進み、結局使用者が勝訴したが、判旨は不法行為ではなく、契約理論に依拠して処理された。すなわち、熟練技術労働者が雇用される場合、「労働者側が、当該職務上求められるべき技術(SK三)につき、合理的に能力のあることを、契約上、黙示的に保障することは疑問の余地のないことであるとされてきた。」<sup>(29)(30)</sup>と。

熟練技術労働者は雇用される際、その雇用契約において、要求された技能に責任を持つ、との黙示条項が存在するということである。この契約の黙示条項として、被用者の過失によって労働過程において損害が発生した場合、被用者に、その責任を負担する義務があると、構成される(これを、「過誤をしない」義務と、いうこととする)。この黙示条項が存する雇用契約を結んでいる労働者は、熟練技術労働者である。この意味を裏返して考えると、この法理は、不熟練職には適用されないと考えてよいであろう。

次に問われるべき問題は、何をもって熟練技術労働者というか、である。判決にある「職務上求められる技術」は、多かれ少なかれ、どんな職務にも存するともいえるからである。この点、判事の一人である、シモンズ子爵(Vicount Simonds)の考えは、本判決の論理を否定するものではないが、肯定した上で、かかる熟練技術労働者の範囲を限定的に捉える見解を示すものとして、興味深い。

シモンズ子爵は、第一に、トラック運転手の職務が注意(Care)を怠ると、大事故を招き、使用者に深刻な損害を与え、危険の高いことから、契約上の黙示条項として、技術に責任を持つことが要請されていることである、という。<sup>(31)</sup>「過誤をしない」義務の有無を判断するポイントは、彼によると、注意を怠ると使用者に深刻な損害を与える危険度の高い職務であるが否かである。

シモンズ子爵は、第二に、当該黙示条項が契約上、存在とすると考える根拠、すなわち存在することの正当化の根拠を「公共の政策 (public policy)」に据えているようである、ということである。それも、被用者に完全な免責を保証してしまうと無責任の風潮を招く、との点に求めていたようである。<sup>(32)</sup> 第一に、雇用契約に本来的に見いだされる義務とはいえないこと、第二に完全な免責を認めることへの問題性、これらを指摘する点が興味深い。

## 2 当該黙示条項の適用範囲—求償権、損害賠償請求権の制限法理—

「過誤をしない義務」を黙示条項として定めているとの法理は、後に述べる裁判例で確認されており、カナダの判例法理と、一応、なっているが、多くの批判がある。<sup>(33)</sup> とりわけ、使用者責任が実質的には問われない点に疑問を呈するものが多い。すなわち、第三者に与えた損害に対する責任のとりようには、被用者の前述した損害賠償責任のほかに使用者責任がある。労働過程上の損失という観点からみると、使用者として門外漢ではない。しかし、前記の「過誤をしない義務」の存在を一般に広く認めると、使用者は最終的には加害者たる被用者に損失のすべてを負担させることができる。それは、損失分担としての側面を、使用者責任について、実質的には全く省みない、ことを意味する。これでは、損失分担者たる使用者の役割があまりにも過小に評価されている、というのである。<sup>(34)</sup> 考えて見ると、シモンズ子爵のいうのとは別の次元での「公共の政策 (public policy)」の観点から、労使の内部関係での「公平」の視点を余りにも欠いているとの意味と捉えることができよう。

また、使用者は保険を掛けてリスクを回避することのできる立場にあるが、使用者が保険に加入している事実から、これが、「公平」に資しているとの考えもあろう。しかし、この事実は、以下の点で「公平」の論理とは異質の問題

である。すなわち、使用者が保険をかけるのは、①使用者責任の観点から被害者から逃れることができない、②支払って被用者に求償しても無資力である被用者から損害を回復できない、③したがって、実際に支払った額を使用者が何等かの形で取り戻すとすれば保険でカバーする以外にはない、との使用者自身の現実的なりスクを回避するという意味においてである。加害者たる被用者が完全に免責される場合があるかも含めて、労使の内部関係における責任分担の論点は、全く顧慮されていない。事実、保険会社が使用者に代わって提訴したのが、前記 *Lister* 事件である。かかる考え方に対する反論の根拠にならう。

カナダでの *Lister* 事件判決に関する理論状況としては、以下のようにいわれる。すなわち、「*Lister* 事件判決は、最近、英国において再確認されたとはいえ、カナダの裁判所が以下の点について制限的に解するか否かは明確ではない。第一に、かかる法理の適用範囲が技術職熟練労働者のみ適用されるか、第二に、求償問題は第三者たる被害者に、使用者責任として填補した結果生じた損失を理由にした損害賠償責任問題であって、技術や注意をして職務を遂行するとの被用者の義務自体に違反した結果、発生した使用者の経済的損害の形態でないということである。」<sup>36</sup>と、換言すれば、第一の点は、被用者の賠償責任の限定という観点からこの議論を概観すると、カナダでは、当該黙示条項が適用になる労働者の対象を限定するという議論であるということ、である。被用者一般の問題として、労使関係の内部関係にあって、労働過程で生じた損害を、使用者と労働者との間で、どのように分担するのが妥当かという議論ではないのである。しかし、これは保険のこととも関連させて考えると、被用者の賠償責任問題は、*all or nothing* なのかも知れない。すなわち、不熟練労働者となれば、完全に免責されるということを前提とした議論かも知れない。第二の点は、以上の議論が第三者に対する使用者責任を果たしたことによる被用者への求償権問題に限られて

おり、使用者の直接損害に対する被用者の損害賠償責任の問題は別である、ということである（後述4）。

### 3 当該黙示条項の適用労働者の範囲

以上の問題に関して、カナダ、ブリティッシュ・コロムビア州（以下、BC州と略記する）では、次の事件判決が先例とされているようである。それは、一九七五年の *D.H.Overmyer Co. of Canada Ltd. v. Wallace Transfer Ltd.* 事件<sup>(36)</sup>の州控訴審判決である。本件は、ジェネラル・マネージャが、会社の賃借している倉庫の賃貸借契約に、解約に際しては三〇日前の告知を要するとの条項があるにもかかわらず、注意を怠りこの点を会社に報告しなかった。その結果、会社はその年の一二月の賃料を余計に支払わなければならなかった。かかる損害は当該ジェネラル・マネージャの職務の遂行を怠ったことによって蒙った損害であるとして、会社が当該ジェネラル・マネージャに対して損害賠償請求した。

多数意見は、前記 *Lister* 事件判決を引用して、概要、次のように判示した。すなわち、当該マネージャが当該職務を合理的な注意と技術を持って履行するとの、雇用契約上の黙示義務を怠ったことは明白でありその結果、かかる損害が発生した。したがって、一二月の賃料を支払わなければならなかったことから蒙った使用者の損害を負担する責任がある。

多数意見から、次のことがいえよう。第一に、ジェネラル・マネージャは熟練技術労働者の列に入ったことを意味する。第二に、前記 *Lister* 事件判決を留保することなく引用していることから、使用者への直接侵害に対する被用者の責任は、かかる黙示条項の内容として、損害賠償責任を負担するということである（後述）。

しかし、この多数意見には、多くの批判がある。まずは、反対意見である。Seaton判事は、以下のように述べている。「Lyster事件判決が適用になる場合は以下のように制限されるべきである。すなわち、第一に、被用者が特別の技術的職務を遂行する目的で採用された場合で、第二に、当該損失がかかる特別の職務を遂行中に怠慢 (failure) から発生した場合に限るべきである。」<sup>(37)</sup>と、この見解は、重要な意味を持っているといえよう。第一の観点は、かかる黙示条項の存否を職務内容・目的から客観的・個別的に判断しようとするもので、その見解は、黙示条項の存する場合をより限定的に捉えることになると考えられる。契約条項の客観的把握を通じて、労使の内部関係の「公平」の客観的把握を、試みるものとして興味深い。また、第二の観点は、仮に黙示条項があるとしても、かかる条項を根拠として責任を追求できるのは、「怠慢」を原因としている場合に限られるとしている。責任追求可能性について、被用者の職務遂行中の具体的行為を含ましている点、日本の場合の「重過失」にも通じるように思われる。

また、引用されたLyster事件判決自身が、技術専門職労働者に関して職務遂行中に生じた損害を総て賠償するとの契約上の黙示条項が認められるとした先例のルールを誤って拡大解釈したのである、との批判や、同先例をLyster事件判決がミス・リーディングしたとの批判<sup>(38)</sup>もある。しかし、Rideoutは、ミスリードしたかどうかではなく、問題は、被用者が黙示的に特別の技術的保障を使用者に与えたと捉えべき場合であるか否かである、と述べる。<sup>(39)</sup>

他に裁判例上現れた職務としては、初期のB.C.州裁判所のTexada Towing Co. v. Minette事件判決<sup>(41)</sup>での商船の船長の職である。判決は、船長が尊敬されるべき高度な技術熟練職として認められる、とした。また、一九七〇年のオンタリオ州のLynch & Co. v. United States Fidelity & Guaranty Co.事件判決<sup>(42)</sup>では、株式仲買人の「顧客マン (customer's man)」が、「特別の資格あるいは熟練を有することが必要である」ことを十分に証明されなかったとの

理由で、「顧客マン」は、使用者に対して責任がないと、判示された。最後に、*Dominion Chain Co. v. Eastern Construction Co.* 事件判決<sup>(43)</sup>で、Jussup 判事は、以下のように、判示している。すなわち、「専門的な技術とは、すなわち合理的な人間が確信して不熟練職雇用の場合とは違うという、ことであって、かかる技術を有する者に、責任を限定したい。」<sup>(44)</sup>と。

最初に掲げた *Lister* 事件判決が、現在までのカナダの被用者に対する使用者からの求償権あるいは損害賠償権行使の法理を形成した。しかし、当該法理が、広範囲に適用されると、①余りにも被用者に過酷な結果を招くこと、その結果②労使の内部関係において使用者責任が不当に軽視されるということも、当然とはいえ、十分に認識されている、というのが、現在のカナダの法状況であるといえよう。適切妥当な解決は立法に委ねられるべきとするのが、現状を的確に表現しているといえようか。<sup>(45)</sup>

#### 4 使用者への直接侵害の損害賠償

前記③で紹介した *D.H. Overmyer Co. of Canada Ltd v. Wallace Transfer Ltd.* 事件は、まさに、被用者による使用者への直接侵害の例である。多数意見は、先に触れたように、使用者への直接侵害がかかる黙示条項の内容の観点から、被用者は損害賠償責任を負担しなければならないというものである。この点は、従来の論点（Ⅱ第三者への被用者の加害により生じた損害を使用者責任の観点から使用者が賠償した結果、使用者が負担した損害を被用者に求償することの是非）とは異なる論点であるにもかかわらず、違いをそれ程意識しているとは思われない。その限りにおいて、正確には不明であるといわざるをえないが、あえていうと、労使の内部関係における「公平な分担」という観

点から、使用者財産への直接侵害の場合と第三者の場合の論理わく組は基本的には異ならないとみることもできよう。そうであるとすると、わが国と同じである。

#### IV まとめに代えて

以上のように、労働過程での被用者の過失によって生じた損害を、労使は、どのように内部的に分担するのが妥当であろうか。この問題は、カナダと日本では、双方とも確定した法理が形成されているまでには至っていない。とはいえ、どう内部的に分担するのが妥当かについて、様々な見解があるものの、加害者たる被用者一般にすべてを負担させるのは公平でないという点では、両国ともそして各国の論者や裁判例の見解も一致しているといえよう。

また、第三者に与えた損害を使用者が賠償した後で加害者たる被用者に求償するときの損害と使用者所有の機械等を破損した損害を直接被用者に請求するときの損害と、両者の責任発生根拠には違いがある。この点、カナダと日本では等しく、使用者に生じた損害を労使の内部関係でどう責任分担するのが妥当かという観点から、両者を同質方向で捉え、「公平な分担」という点で解決しようとしている、といえよう。

しかし、その「公平な分担」の意味内容あるいは理論構成については、カナダと日本では、相当な違いがある。第一に、日本では、被用者総体の問題として捉える。それは、労働関係の内部問題が、①他の諸関係と一般的に異なる特殊性を持つことを説明して、②被用者なるがゆえに、その責任が、限定されるべきであるとする。すなわち、重過失の場合に、信義則を根拠に不法行為あるいは債務不履行として、被用者に責任を負担させるというものである。そ

れに對して、カナダでは、職務内容からみて、被用者に責任を負担させるのが妥当といえる被用者なる範疇を想定（それを可能とする実質的根拠を「public policy」に置く）して行く。労働関係の内部問題一般の問題とは捉えな  
い。だから、雇用契約上の理論である黙示条項を根拠にすることになる。また、一般的に承認されているか否かは、  
よく知らないのであるが、先に見たSeaton判事の、労働者の「怠慢」を責任追求の根拠に加える見解は、重要な指  
摘であると思われる。一般的に承認されているとすれば、日本の法状況にも似て興味深い。第二に、第一の違いから、  
被用者責任の制限が、日本では過失の程度と負担割合に集約される。それに対して、カナダでは、被用者の職務内容  
如何、換言すると、熟練技術労働者か単なる不熟練労働者かに、責任を問うことの当否の判断が置かれることになる。  
また、Seaton判事の指摘をも考慮すると、カナダでは、責任追求できる場合について、二重の絞りがかけられてい  
ることになる。すなわち、職務内容と「怠慢」である。

カナダと日本の法状況は異なるものの、また、両国とも、理論が定まったとはいえない状況にあるとはいえ、  
Seaton判事の指摘は重要である。すなわち、一般的には「第三者に損害を与えた場合、たとえ過誤がほんのわずか  
であったとしても、かかる損害を負担する義務が加害者本人にあるとすることに合理性がある。しかし、労使関係  
にあっては、その考えが適用されるべきではない。ごくわずかの過誤によって被用者が損害を発生させた場合それは  
使用者が甘受する企業リスクの一つであるからである。絶対間違いをしない被用者なんていないし、それを知らない  
使用者はいない。使用者は被用者が間違いを侵すことを承知している。使用者が保険をかけるとき、被用者を管理す  
るとき、経費を見積もるとき、使用者は労働者の過誤のリスクを考慮している。」<sup>(46)</sup> 両国とも、労使の内部関係の問題  
として「公平な分担」を考ふる際の出発点が同じであるといえるからである。

- (1) 保有者は以下のように定義されている。「保有者とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供する者をいう。」
- (2) 例えば、日本ゴルフ釣具事件 東京高裁昭三六・四・一〇、判例時報二六三号二頁。
- (3) 例えば、加藤一郎、木宮高彦編『自動車事故の損害賠償と保険』(有斐閣 一九九二)。鈴木深、川井健、小川昭二郎、宮原守男編『注解交通損害賠償法』(青林書院新社 一九八二)五五四頁。奥田昌道他編著『不法行為の重要問題』(有斐閣 一九七五)一〇九頁。加藤一郎他編著『自動車事故の法律相談』(有斐閣 一九六六)一七五頁他。
- (4) 自動車損害賠償保障法一六条。
- (5) 前掲注(3)『注解交通損害賠償法』四九五頁。尾上和宜・自賠償の被害者請求権「新交通事故判例百選」(別冊ジュリスト 一九八七)一六二頁。
- (6) 自動車損害賠償保障法七二条一項。
- (7) 同法七六条一項。
- (8) 前掲注(3)『注解交通損害賠償法』二六九頁。
- (9) 伊藤文夫・自賠償保険と任意保険との関係「損害賠償判例百選」[第二版]「別冊ジュリスト 一九九六)一〇八頁。
- (10) 前掲注(3)『注解交通損害賠償法』七四六頁。
- (11) 民法七〇九条以下。
- (12) 民法七二五条一項。
- (13) 使用者の求償権や損害賠償請求権の制限につき、学説・裁判例を詳しく検討し論じている最近の文献として、宮本健蔵著『安全配慮義務と契約責任の研究』(信山社、一九九三)三二八頁以下がある。また、田上富信・自動車事故と民法七二五条三項による求償権の制限「民法の判例」(第三版)一八八頁以下。
- (14) 自動車損害賠償保障法一六条。
- (15) 同法一六条の二。
- (16) 前掲注(3)加藤編著『自動車事故の法律相談』一七七頁。
- (17) 茨城石炭商事事件 最一小判 昭五一・七・八 民集三〇巻七号六八九頁。富隆運送事件 名古屋地判 昭五九・二・二四 判時一一一八号一九五頁。四宮運輸倉庫事件 京都地判 昭三八・一一・三〇 下級民集一四卷二一三三八九頁。大隈鐵工所事件 名古屋

労働過程での被用者の過失と責任(藤本)

- 屋地判 昭六二・七・二七 判時二二五〇号八頁。
- (18) 前注 最一小判 民集三〇卷七号六八九頁。
- (19) 同最一小判 六九〇頁。
- (20) 田上富信・民法七二五条三項をもとく求償権の制限「民事判例百選Ⅱ」〔第四版〕(別冊ジュリスト 一九九六) 一七六頁。
- (21) 前掲注(17) 昭三八・一一・三〇 下級民第一四卷一一号三三八九頁。
- (22) 同三九二一九三頁。
- (23) 前掲注(17) 名古屋地判 昭六三・七・二七 判時二二五〇号八頁。中島正雄・義務懈怠と損害賠償「労働判例百選」〔第六版〕(別冊ジュリスト 一九九五) 四二頁。
- (24) 前注 判時二二五〇号一四頁。
- (25) 同一八頁。
- (26) 前掲注(13) 宮本著『安全配慮義務と契約責任の研究』三三三頁以下。前掲注(3) 加藤編著『自動車事故の法律相談』一九七頁。
- (27) Innis Cristie, Geoffrey England, and W. Brent Colter, "EMPLOYMENT LAW IN CANADA" 2nd Edition, (Butterworths Canada Ltd. 1993), at 502.
- (28) [1957] A.C. 555 (H.L.)
- (29) *Harner v. Cornelius*, (1858), 141 E. R. 94.
- (30) *supra* note 28, at 572.
- (31) *Ibid.*, at 573.
- (32) *Ibid.*, at 579.
- (33) *supra* note 27, at 475. P.S. Atiyah, "VICARIOUS LIABILITY IN THE LAW OF TORTS" (Butterworths 1967), at 422 to 427.
- (34) *Ibid.*
- (35) *supra* note 27, at 475.
- (36) (1975), 65 D.L.R. (3d) 717 (B.C.C.A.).

- (37) *Ibid.*, at 721.
- (38) M.R. Freedland, "THE CONTRACT OF EMPLOYMENT" (Oxford University Press, 1976), at 201.
- (39) *supra* note 33, Atiyah, at 426.
- (40) R. Rideout, "PRINCIPLES OF LABOUR LAW" 2nd Ed. (Sweet & Maxwell, 1976), at 85.
- (41) (1969), 9 D.L.R. (3d) 286 (B.C.S.C.)
- (42) (1970), 14 D.L.R. (3d) 294 (Ont. H.C.J.)
- (43) (1976), 68 D.L.R. (3d) 385 (Ont. C.A.)
- (44) *Ibid.*, at 392.
- (45) *supra* note 27, at 477.
- (46) *supra* note 36, at 723.